

北区メールマガジン運用ポリシー

3 北政広第 1594 号

令和 3 年 9 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 このポリシーは、東京都北区（以下「区」という。）が北区メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）を区民等（以下「利用者」という。）への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(運用方針)

第 2 条 メールマガジンの運用方針は、次のとおり定める。

- (1) 利用者が求める情報を配信する。
- (2) 利用者の立場にたち、簡潔でわかりやすい情報の配信に努める。
- (3) 最新かつ正確な情報の配信を行う。
- (4) 個人情報の保護を適切に行う。
- (5) 利用者の意見や要望を尊重し、その反映に努める。

(個人情報の取扱い)

第 3 条 メールマガジン配信の運用に必要となる個人情報は、東京都北区個人情報保護条例（平成 7 年 9 月東京都北区条例第 30 号。以下「条例」という。）に基づき、適切に管理する。

(運用体制)

第 4 条 メールマガジン配信の運用主体は区とし、メールマガジン配信管理者（以下「管理者」という。）は政策経営部広報課長をもって充てる。

2 メールマガジン配信者（以下「配信者」という。）は、各配信カテゴリにてメールマガジン配信を行う各所管課長をもって充てる。

(配信内容)

第 5 条 区がメールマガジンにより提供する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 緊急情報
- (2) 防災・気象情報
- (3) 安全・安心情報、区内イベント情報、子育て支援情報、図書館情報、消費生活情報、産業支援情報及び医療安全に関するお知らせ
- (4) その他、管理者が必要と認める情報

(情報の配信)

第6条 メールマガジンで配信する情報の作成及び配信作業は、配信者の責任において、主体的に行う。

(知的財産権)

第7条 メールマガジンで掲載している個々の情報(画像、文章、イラスト等)に関する知的財産権は、北区又は原著作者等に帰属する。

2 メールマガジンの内容について、「私的利用のための複製」、「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止する。

(その他)

第8条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの実施について必要な事項は、管理者が、別に定める。

付 則

1 このポリシーは、令和3年7月1日から適用する。

2 次に掲げる要領等は、廃止する。

(1) 区民メール配信運営要領(18北政広第352号)

(2) イベント情報メール配信運営基準(19北政広1030号)